



遅い梅雨明け 猛暑の夏にも空の青、風の音 そして雲の形と そこはかたく
秋めくのを感じるようになりました。

皆さま、暑い夏をいかがお暮しでしょうか。

季節の変わり目、健康には充分ご留意下さるようお祈り申し上げます。

さて、「なかむら労務だより」第4号をお届けいたします。盛沢山の中味となっています。
お役に立てば何よりと嬉しく思います。 ——— おからだを おだいじに ———

I. 全国労働衛生週間 ~健康づくりは人づくり みんなでつくる健康職場~

10月1日から7日まで「全国労働衛生週間」です。

重点事項として、過重労働による健康障害防止、心の健康の保持、化学物質や石綿、受動喫煙による健康被害防止、また病気の治療と仕事の両立が挙げられています。特に時間外労働や有給休暇は注目です。

この機会に日常の労働衛生活動の点検を行いましょう。

II. 退職後の健康保険

Aさんは会社を退職しました。さて、健康保険は下記 のいずれかに加入します。

職場の健康保険の任意継続被保険者となります

給付 原則7割

保険料 今までの2倍(事業主が払っていた分も個人負担となるため)

加入期間 最長2年間

手続き 退職後20日以内に全国健康保険協会又は加入していた健康保険組合まで。

保険料は標準報酬月額
(上限30万円)に
より決まります。

国民健康保険の被保険者となります

給付 原則7割

保険料 次のA、B、Cの合計額です

		医療分	介護納付金	後期支援分
A	旧但し書所得 ×	7.34%	1.90%	2.35%
B	被保険者1人当り	27,000円	9,800円	11,800円
C	一世帯当り	23,000円	7,000円	8,100円
最高限度額		610,000円	160,000円	190,000円

40~64歳の方は、
介護納付金がかかります。
旧但し書所得とは総所得金額
から33万円を控除した
金額です。

手続き 退職から14日以内に市役所や協働センターなど
持ち物 脱退連絡票、又は健康保険資格喪失証明書
世帯主のマイナンバーを確認できるもの
窓口に来た方の運転免許証など、本人確認できるもの

家族の健康保険等の被扶養者となります

被扶養者となれる目安として 年間収入が  130万円未満(60歳未満)
180万円未満(60歳以上・障害者)となっています。

III. 65歳までは 雇用機会の確保が必要です

従業員の定年が65歳未満の会社は、次のいずれかの措置をとらなくてはなりません。

65歳までの定年の引上げ

定年後も65歳までは希望者全員を継続して雇用する

定年の廃止

なお、定年後に継続して雇用する際、労働時間、業務内容、賃金などの労働条件は変更できますが、その際はトラブルを防ぐためにも必ず雇用契約書を取り交わしましょう。

IV. 時間外・休日労働は36協定が必要です（会社と労働者が締結する決まりです）

<労働時間・休日に関する原則>

1日8時間 + 1週40時間

毎週少なくとも1日



これを超えるには

36協定の締結・届出が必要です。

上記を超えた時間については割増賃金を支払いましょう。

割増賃金計算の基礎になる手当は「基本給」のみではいけません。

例えば「皆勤手当」「資格手当」「職務手当」等も 割増賃金計算の基礎に含めましょう。



<36協定の過半数代表者選任の注意点>

管理監督者でないこと

代表者は、労働者が投票や挙手等の方法で選出すること

使用者が選任した者でないこと

V. 中小企業は 2020年4月より時間外労働の上限規制が設けられます

<時間外労働の上限の原則>

月45時間・年間360時間

時間外労働は上限が決められていましたが、今までは「特別条件付きの36協定」を結ぶことで限度時間を超えていくらでも時間外労働することができました。しかし、2020年4月からは年間720時間等法律で決められた上限を上回ることが出来なくなります。

来年の規制が適用される前に、会社の時間外労働を見直してみませんか？

VI. お知らせ

社会保険料 定時決定による保険料変更

4・5・6月の給与により7月に提出した算定基礎届に基づき、9月から新たに保険料が改定されます。保険料は翌月納付です。10月に支払う給与より新しい等級の保険料に変更です。

健康保険の被扶養者の再確認

本年度は9月下旬から10月下旬にかけて協会けんぽより「被扶養者状況リスト」が届きます。提出期限は11月20日（水曜日）です。今年度は18歳未満の被扶養者も含めて確認をします。従業員の扶養家族に変更がないか現況を確認の上、期限までに提出しましょう。

